

氏名	やまぐちまさてる 山口正晃
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第278号
学位授与の日付	平成16年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	魏晋南朝における都督制

論文調査委員 (主査) 助教授 中砂明德 教授 夫馬進 教授 杉山正明

論文内容の要旨

本論文は、魏晋南朝の地方軍制で重きをなした都督制の全容を解明しようとするものである。序章・本論四章・結語で構成されている。

第一章「都督制の成立」は、都督制が生まれた後漢末期の時代を扱う。

後漢末期の群雄割拠の中で、各軍閥に都督が置かれるようになった。しかし、それ以前に後漢政府によって都督に任命された公孫瓚の事例が存在する。これを詳細に分析し、都督本来の職能は別働隊の統率にあった、とする。ついで、『通典』に見える「魏武歩戦令」の検討から、曹操軍閥における軍隊組織の復原を試み、都督は牙門将が率いる軍単位に設置され、監察と同時に指揮権を行使していたと述べ、「都督の職能は本来軍の監察にあり、指揮権とは無関係である」という先行研究に見直しを迫る。

曹操軍閥の拡張によって傘下の指揮官たちは將軍号を獲得してゆくが、別働隊を率いつつ諸将を監督した曹氏側近に都督の肩書きが与えられた。これは、都督初置時の性格を継承するものであるとともに、その権能の拡大を示しており、曹魏王朝成立後に地方に常駐するようになる州都督へと連続するものであった。

第二章「曹魏および西晋における都督と將軍」は、軍事体制において大きな比重を持つに至った都督と、それまでの軍事の長であった將軍との関係を検討する。まず、『晋書』職官志の都督に関する記事を取り上げ、都督は兵を領する將軍に与えられるものであり、それ自体は官品を持たないことを確認する。

曹魏において都督号が授けられたのは、実際には対呉・蜀の前線にあった四征將軍であったことは史料から容易に看取できるが、彼らを牽制すべくその背後に「監諸軍事」が置かれたことに新たに着目し、これが後に定着する都督の三級制(都督諸軍事・監諸軍事・督諸軍事)成立の契機となったとする。

ついで、都督による地方軍支配の成立に説き及ぶ。魏朝における地方駐屯軍は、中央派遣の外軍と州郡兵より成っており、これらを統率していたのが將軍号を帯びた刺史・太守であった。しかし、晋の武帝による地方軍制の改革(いわゆる「州郡兵の撤廃」)により、刺史・太守への將軍号授与が取りやめられた。これは、都督による地方軍支配確立の一環ととらえることができる。参戦などの属官を州郡に派遣して刺史・太守の軍事権をコントロールするという前段階を経て、軍号取り上げによって刺史・太守から兵権を回収した都督は、地方軍を直接支配するようになったのである。

第三章「東晋南朝における都督制の変容」は、西晋から東晋にかけての軍制の変化にともなって都督制にも大きな画期が訪れたことを論じる。

西晋末年の混乱の中で、都督が自らの管轄区域の中で都督を任命するという現象が起きる。また、中央軍が地方に駐屯することはなくなり、地方の常駐兵力は州郡兵だけになる。地方軍を率いたのは刺史・太守であり、彼らには再び將軍号が与えられるようになった。しかし、將軍号は乱発されたため、虚号化が促進され、各將軍を統轄する都督の地位が益々高まる。さらに、刺史・太守を兼任して軍・民両政を掌握することによって、都督はその制度的完成を見る。ところが、次の劉宋朝

に入ると、都督の三級制が職能との対応関係を失い、將軍号の昇降と照応して個人の位階を表す標識となってゆく。さらに、陳代には「刺史に都督が加えられると、官品が上がる」という記述が『通典』にあるが、この制度が始まったのは梁武帝の官制改革時であったと推論する。

第四章「南朝における軍隊組織と地方兵」は、軍の指揮権の根拠となってきた將軍号の虚号化のプロセスを再説し、それが地方の軍隊組織にもたらした影響について論じる。

虚号化の問題を考える上で、「雑号將軍」が大きな意味を持つ。これは漢代から存在し、魏の時点では官品も五品と高かった。その中でもとくに注目されるのが最下位にあった偏將軍・裨將軍であり、將軍の虚号化はここから始まる。晋代に雑号將軍が八品に降下する一方で、五品以上の將軍は軍事長官としての地位をなおも保っていたが、西晋末以来の將軍号の乱発によって、やはり虚号化してゆく。しかし、虚号化イコール意味の喪失ではなく、位階の標識としての機能を保持し続けた。その制度的完成が、將軍が独立した官品体系を持つに至った梁武帝の官制改革であった。

こうした將軍の虚号化は、將軍を頂点とした軍隊構成（將軍—牙門將・騎督—部曲將）の崩壊を意味する。南朝の史料からは牙門將・騎督はほとんど姿を消す。そのかわりに、史料に頻見するのが「軍主」である。従来、この軍主が実際には郡守であり、都督・刺史—軍主・太守の統属関係が成り立っていたとする見方が有力であったが、郡守ではない軍主の例を示してこれに異を唱え、地方軍の規模によって軍主と刺史・太守の間には様々な関係が存在することを指摘し、より本質的な変化は、州・郡・戍といった固有の管轄範囲を持つ地方組織を通じて、都督が地方兵を掌握するようになったことである、とする。

「結語」では、都督制のとくに成立期について、本論文と先行研究の違いを改めて明示する。

従来の「將軍の虚号化→都督の軍事支配」という見取り図においては、將軍は軍事長官としての実を魏の時代までは有していたこと、都督は西晋末期まで將軍に付随する肩書きに過ぎなかったことが閑却されてきた。また、南朝において都督が刺史を兼任したため、その地方長官としての側面のみが取り上げられる傾向にあり、都督の本質が軍事面にあることが見過ごされてきた。これらはいずれも都督制完成時の姿を成立期に投影するものであり、それに対して成立期の状況を詳細に検討して新たな見通しを得たことを最後に確認している。

論文審査の結果の要旨

魏晋南北朝期の研究において、これまで精力が傾注され、大きな成果を挙げてきたのは、貴族制と官僚制の領域であった。しかし、これを支える暴力装置たる軍事の問題はきわめて重要であるにもかかわらず、その研究蓄積は前掲の分野に比べて薄いと言わざるを得ない。

そうしたなかで、地方軍を統轄する都督の存在は、比較的注目を集めてきたほうである。中央政権が弱体であったこの時代を理解するうえで大きな比重を占める存在であるがゆえに、中国・日本の双方で研究が進められてきたのである。

しかし、都督は南朝においてはふつう民政長官たる刺史が兼務していたこともあって、地方政治の文脈の中で捉えられる傾向が強く、その軍事制度としての本来の側面が看過されがちであった。また、都督が長らく官品を持たず、制度的に様々な運用がなされてきたことを反映して、「職官志」等の史料にまとまった記述がなく、明確な像を結びにくかった。

本論文は、都督制を改めて軍事制度として捉えなおし、その成立から制度の完成に至る過程を再検討したものである。曹魏における都督の成立、南朝における制度的完成については、これまでも各個に研究されてきた。しかし、制度の展開の全貌を一貫した記述のもとに明らかにしたのは、本論文がはじめてと言ってよい。その特色と成果は次の3点に集約できる。

〔I〕断片的な制度記述を再点検し、運用の実例を網羅的に取り上げて、統合的な解釈を下している点。都督について言及した「魏武歩戦令」（『通典』所載）、『晋書』職官志等の記事は従来の研究においてむろん検討されてきたが、都督に直接関係する部分のみが取り上げられていた。

論者は、記事全体を視野に収めた上で当該箇所を再検討して抽出した論点を運用の実例により補強している。また、魏晋から南朝末さらに隋唐へと及ぶ長期的な視線が、各個の史料の性格を正しく把握することを可能にした。後世の実情が前代に関する記述に投影されていることを発見できたのも、この広い視野によるものである。

〔II〕軍事長官としての將軍の存在を改めて強調し、都督との関係を示した点。將軍号は漢末にはすでに乱発され始め

(虚号化)、その一方で都督が登場するため、「軍事長官は將軍から都督へと移行する」という大まかな見取り図が従来描かれてきた。

論者は、雑号將軍と五品將軍を分けて考えることによって、虚号化の進展にも段階があることを示した。その結果、従来考えられていたよりも遅くまで將軍が実質的な指揮権をもっていたこと、都督が実質的な軍事長官の地位に着いたのは西晋末期であることが明らかにされた。また、位階の標識となった將軍号が、南朝梁武帝の官制改革において独自の官品体系を持つに至る過程をたどることによって、もっぱら文官の側面から捉えられてきた官制改革に新たな意味づけを施している。

〔Ⅲ〕都督制の沿革を地方軍の構成の変化と関連づけた点。これまで、官界における都督の位置取りに注意が集中するあまり、肝心の軍隊の問題がなおざりにされてきた。晋武帝期には「州郡兵の撤廃」と呼ばれる政策転換があったし、西晋末年以降は中央軍の地方派遣が行われなくなる。これらにより、地方軍の構成には大きな変化が生じた。当然それは都督制にも大きな影響を及ぼしたことを予測せしめるが両者を関連付けて説明しようとする試みは今までなかった。

本論文は、魏晋南朝の史料にしばしば登場しながら、その実態が必ずしも明らかでなかった牙門将・騎督、軍主を取り上げ、これらの消長と都督制の関連を探っている。また、碑文にみえる軍隊構成から都督による兵権回収の過程を読み取ろうとした試みはとくに注目に値する。牙門将と対になって出てくる騎督の実態が史料的制約もあって明らかにされていないなど、軍隊の実像に肉薄する所までは行っていないが、今後深めるべき論点を提示したと評価できる。

以上、本論文が挙げた成果を述べてきたが、改善すべき点もある。第一に、説明不足の個所が多々見られ、少なくとも専門外の読者が論理展開についてゆくには、かなりの忍耐を強いられること、第二に、都督制のダイナミズムを抽出するのに成功しながら、一方でまだ先行研究の枠組みを引きずっているところがあるために、本論文の意義が見えにくくなっていること。これらの問題が解決されれば、この時代の研究者以外にも影響力を有する仕事になるであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。

2004年3月1日、審査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。